

臨時給水

申請から終了までの流れ

水道部水道整備課（水道庁舎2階）へ申請書を提出する（水道整備課で確認印を押し、返却される）



水道部営業センター（水道庁舎1階）へ申請書を提出し、概算の料金を支払う



管工事業協同組合で臨時給水用のメータを受け取る



メータ使用開始

メータ使用終了



水道部営業センター（水道庁舎1階）へ臨時給水用のメータを返却し、終了届を提出する



料金の過不足を精算する